

指定訪問リハビリテーション  
指定介護予防訪問リハビリテーション  
運 営 規 程

## (事業の目的)

第1条 医療法人 橋本病院が開設する指定訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業（介護予防訪問リハビリテーション）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士または作業療法士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適正かつ中立で公正な「事業」を提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上ならびに利用者及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 1. 事業所の理学療法士等は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、医師の指示および訪問リハビリテーション計画に基づく理学療法そのほか必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービス綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

1. 名 称 : 医療法人 橋本病院
2. 所在地 : 徳島市中常三島町3丁目22-1
3. 電 話 : (088) 626-1567 FAX : (088) 626-0322

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管 理 者 : 1名

事業所における職員の管理、指定訪問リハビリテーション等の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮を行うものとする。

2. 医 師 : 1名以上 (常勤・管理者兼務)
3. 理学療法士等 : 1名以上 (常勤・兼務)

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画等」という）に基づき、利用者の居宅において、理学療法士等により、指定訪問リハビリテーションを行うものとする。

### (営業日及び営業時間)

- 第5条 1. 営業日：月～土曜日。ただし、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日及び祝日は法人の規定に基づき休業日を設ける。
2. 営業時間：午前9時～午後6時
3. 提供時間：(月～金曜日) 午前9時～午後5時  
(土曜日) 午前9時～午後12時

### (指定訪問リハビリテーションの内容及び利用に伴う費用の額)

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、次に定める事項に留意し実施するものとする。

1. 指定訪問リハビリテーション等は、利用者心身の状態及び生活環境を踏まえて適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医意見書に基づき、訪問リハビリテーション計画等に沿って実施するものとする。
2. 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容及びそれを提供する目的及び具体的な方法、それに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

(利用料)

3. 利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
4. 事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

### (サービス提供実施区域)

第7条 通常の事業の実施地域は、徳島市、藍住町、松茂町、北島町とする。

### (サービス利用にあたっての留意事項)

- 第8条 1. サービスの利用にあたっては、利用申込み者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込み者の同意を得る。
2. 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
3. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。

### (個人情報保護)

- 第9条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報について、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

### (緊急時の対応)

- 第10条 1. 従業者は、指定訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。
2. 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告を講じなければならない。

### (事故発生時の対応)

- 第11条 1. 訪問リハビリテーション事業所の提供において事故が発生した場合は、当該利用者の家族および当該居宅介護支援事業所等に連絡を取るとともに、事故対策委員会を開催し、再発予防に努める。
2. 利用者に対する指定訪問リハビリテーションにおいて、賠償すべき事故が発生した場合は、事態を確認し損害賠償の措置を講じる。

### (介護サービスの苦情・相談)

- 第12条 1. 事業所は、提供した訪問リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ的確に対応するため、相談窓口を受付に設置し、必要な措置を講じなければならない。
2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国保連合会（以下「市等」という）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

窓 口：医療法人 橋本病院 受付

担 当：田野 聡 （管理者）

連絡先：（088）626－1567

### (記録の整備)

第13条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

### (衛生管理等)

第14条 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を県とする委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症に予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### (虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## (業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対し訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下：業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用1ヶ月以内実施

(2) 継続研修 外部・内部研修の年間計画を立て実施

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5. 事業所は、適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する

この規程は、平成27年4月1日から施行する

この規程は、平成31年4月1日から施行する

この規程は、令和3年4月1日から施行する